

「事業復活支援金の申請から支給までの流れ」 パソコンでの申請

1 申請者（生衛業者）が支援金申請サイトに仮登録し「申請ID」の発行を受けます。



2 申請者（生衛業者）は、登録確認機関（東京都飲食業生衛組合）に「事前確認」を依頼します。



3 登録確認機関（東京都飲食業生衛組合）が、申請者（生衛業者）に電話にて、事前確認を行います。（事前確認マニュアル参照）

4 登録確認機関（東京都飲食業生衛組合）は、専用サイトから事前確認の登録を行います。



5 事業復活支援金事務局が事前確認の登録を確認後、申請者（生衛業者）に対して「事前確認ID」をメールにて発行します。



6 申請者（生衛業者）は、支援金申請サイトで必要書類等を添付の上「申請ID」、「事前確認ID」を入力の上、支援金を申請します。



7 事業復活支援金事務局において、申請内容・添付書類の確認を行い、適正な申請であることを確認の後、支援金が支給されます。



8 事業復活支援金事務局より、事前確認を行った者が支援金を受給した旨の連絡が登録確認機関（東京都飲食業生衛組合）あてに届きます。

